

定例教育委員会次第

令和7年11月11日（火曜日）
10時00分～

1 開会

2 前回議事録の承認

3 議事（公開）

付議第27号議案

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度（案）について

（教育振興課）

付議第28号議案

令和8年度市町立小・中義務教育学校教職員人事異動方針について

（教職員課）

付議第29号議案

令和8年度県立学校教職員人事異動方針について

（教職員課）

付議第30号議案

佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（案）について

（人権・同和教育室）

4 事務局報告（公開）

（1）令和6年度佐賀県教育委員会事務マネジメント評価報告書について

（教育総務課）

（2）令和8年度佐賀県公立学校教員採用選考試験（秋選考）受験申込状況について

（教職員課）

（3）「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布に伴う対応について

（生徒支援室）

（4）第79回国民スポーツ大会滋賀大会（結果）について

（保健体育課）

(5) 令和7年度(男子78回・女子39回)佐賀県高等学校駅伝競走大会(結果)について

(保健体育課)

(6) 次回定例教育委員会について

令和7年12月23日(火)10時00分～

(教育総務課)

5 議事(非公開)

付議第31号議案

県議会に提出する教育関係議案に対する意見について

(教育総務課)

6 閉会

定例教育委員会議事録（案）

- 1 期日 令和7年10月20日（月曜日）
- 2 場所 教育委員会室
- 3 参集者 甲斐教育長、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、荒木委員、溝上委員、原岡副教育長、江島教育危機管理・広報総括監、横田副教育長、川崎教育総務課長、野口教職員課長、山口学校教育課長、高山生徒支援室長、江口保健体育課長ほか
- 4 会議次第 別紙のとおり
- 5 会議の経過
- (1) 開会 10時00分
- (2) 前回議事録の承認
このことについて、甲斐教育長は会議に諮り、委員会は承認した。
- (3) 事務局報告
- ① 川崎教育総務課長は令和7年9月定例県議会における主な質問事項について、資料に基づき次のとおり報告した。
(川崎教育総務課長)
資料1-1をご覧いただきたい。令和7年9月定例県議会における主な質問事項についてご説明する。
令和7年9月定例県議会は、9月10日から10月2日までの23日間で行われ、教育関係議案は原案どおり可決された。教育委員会関係では一般質問で8名の議員から10項目、文教厚生常任委員会では2名の委員から2項目の質問があった。
- ② 野口教職員課長は令和8年度佐賀県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験の実施について、資料に基づき次のとおり報告した。
(野口教職員課長)
資料2-1をご覧いただきたい。令和8年度佐賀県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験の実施についてご説明する。
実習助手採用選考試験では、工業の機械、電気系、建設系と理科家庭でそれぞれ募集を行い、採用予定数は、工業の機械が2名程度、電気系、建設系がそれぞれ1名程度、理科家庭は1名程度となっている。寄宿舎指導員は2名程度の採用予定となっている。
前年度からの変更点は実習助手において受験資格の拡大を行っている。また、論文試験を廃止し、面接試験の面接時間を拡充している。受験申し込みの受付は10月20

日までとしており、11月15日に佐賀東高校を会場として選考試験を実施する。合格発表は12月5日を予定している。

③ 山口学校教育課長は令和7年度の高等学校総合文化祭（全国大会・県大会）について、資料に基づき次のとおり報告した。

(山口学校教育課長)

資料3-1をご覧いただきたい。令和7年度の高等学校総合文化祭（全国大会・県大会）についてご説明する。

資料3-2をご覧いただきたい。令和7年度の高等学校総合文化祭については香川県で行われた。香川総文については7月26日から7月31日で行われた。佐賀県からは全23部門中16部門に参加をした。

入賞結果については書道部門で佐賀北高校3年生の西原瑞葉さんが菅公賞・特別賞を受賞している。また、早稲田佐賀高校の2年生高場美帆さんが特別賞を受賞している。弁論部門では唐津南高校3年生の竹原未悠さんが優良賞を受賞している。自然科学部門ではポスター発表の部で佐賀西高校総合文化運動部が奨励賞を受賞、生物分野で致遠館高校科学部が奨励賞を受賞している。

続いて、第37回佐賀県高等学校総合文化祭の開催日及び会期については、資料3-4のとおりとなっている。文化芸術の優れた作品、高度な技術や研究など、見ごたえのあるものとなっている。

なお、各部門の時間や場所などの詳細については、佐賀県高文連ホームページで確認いただき、会場へ足を運んで欲しい。

④ 江口保健体育課長は令和7年度全国中学校体育大会（結果）について、資料に基づき次のとおり報告した。

(江口保健体育課長)

資料4-1をご覧いただきたい。令和7年度全国中学校体育大会（結果）についてご説明する。

水泳競技（飛込）において、致遠館中3年北村応吏選手が男子高飛込において優勝、男子飛板飛込において2位入賞している。柔道競技においては、昭栄中2年久保翔太朗選手が男子55kg級で3位、同じく昭栄中の井上星太選手が73kg級で3位入賞している。

⑤ 江口保健体育課長は令和7年度（男子62回・女子38回）佐賀県中学校駅伝大会について、資料に基づき次のとおり報告した。

(江口保健体育課長)

資料5・6-1をご覧いただきたい。令和7年度（男子62回・女子38回）佐賀県中学校駅伝大会についてご説明する。

令和7年度佐賀県中学校駅伝大会については、11月7日に白石町のふくどみマイラ

ンド公園発着コースにおいて開催される。女子 5 区画 12km、男子 6 区画 18km で争われる。男女優勝校は、12 月 14 日に滋賀県で開催される全国大会に出場する。参加チームは男子 24 チーム、女子 23 チームとなっている。

⑥ 江口保健体育課長は令和 7 年度（男子 78 回・女子 39 回）佐賀県高等学校駅伝競走大会について、次のとおり報告した。

（江口保健体育課長）

資料 5・6-1 をご覧いただきたい。令和 7 年度（男子 78 回・女子 39 回）佐賀県高等学校駅伝競走大会についてご説明する。

令和 7 年度佐賀県高等学校駅伝競走大会については、10 月 26 日に佐賀市川副町の佐賀市立スポーツパーク川副多目的広場北道路スタート・ゴール、九州佐賀国際空港周辺コースにて開催される。男子 7 区画 42.195km、女子 5 区画 21.0975km で争われる。出場校は男子 15 チーム、女子 8 チームとなっている。優勝校は 12 月 21 日に京都府で開催される全国大会に出場する。

⑦ 川崎教育総務課長は、次回定例教育委員会について、次のとおり報告した。

（川崎教育総務課長）

次回定例教育委員会は、11 月 11 日火曜日 10 時 00 分から開催する予定としている。委員の出席をお願いしたい。

（4）教育長報告

教育長は非公開を宣言した。

① 教育長の臨時代理について

教育長は、教育長の臨時代理について報告した。

（5）議事

【付第 24 号議案】

佐賀県教育委員会表彰の被表彰者について

このことについて、議案書により川崎教育総務課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第 25 号議案】

いじめの重大事態の調査報告書を踏まえた教育委員会の対応について

このことについて、議案書により高山生徒支援室長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第 26 号議案】

教育委員会事務局職員の人事について

このことについて、議案書により横田副教育長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(6) 事務局報告

- ① 野口教職員課長は令和 7 年度佐賀県教育委員会教育長表彰について、資料に基づき報告した。
- ② 野口教職員課長は文部科学大臣優秀教職員表彰について、資料に基づき報告した。
- ③ 山口学校教育課長は第 35 回児童生徒に対する教育長表彰について、資料に基づき報告した。
- ④ 高山生徒支援室長は県立学校におけるいじめの重大事態の発生について、資料に基づき報告した。

(7) 閉 会 10 時 45 分

令和7年11月定例教育委員会資料

(令和7年11月11日)

議事

【公開】

佐賀県教育委員会

付第27号議案

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度（案）について

のことについて、別紙のとおり定める。

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度(案)

- 対象 :令和7年度現在の中学生1年生
(令和10年度佐賀県立高等学校入学者選抜から開始予定)
- 日程 :前期検査－追検査－後期検査を実施
- 前期 :2月上旬実施
✓募集定員の80%～100%(学校設定)
✓3つの選抜方式
・方式①…学力検査5教科による選抜
・方式②…学力検査3教科(国数英)
+作文や口頭試問やプレゼン等による自己表現
・方式③…学力検査3教科(国数英)
+実技(スポーツ、文化芸術)
※方式①、②、③の採用については、学校裁量
(①を含む複数の方式を採用)
※学校が採用した方式から受検生が選択
- 追検査 :2月中旬実施
✓前期で出願した方式で受検
- 後期 :2月下旬～3月中旬
✓前期で定員に満たなかった人数を加えて後期の募集人員とする。ただし、前期ですべての募集定員を満たした高校、学科は後期での選抜を行わない。
✓検査内容は、作文、面接、調査書等
- 再募集 :実施しない
- 調査書 :様式を変更(「出欠の記録」「行動の記録」欄の削除等)、A4片面

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度【令和10年度入学者選抜から開始予定（令和7年度中学1年生が対象）】

- <見直しの視点> ✓シンプルな制度 ✓スクール・ポリシーの反映 ✓多様な評価 ✓安心して受検できる制度
✓実施時期

前期（仮称）

【実施時期】2月上旬

【募集人員】募集定員の80%以上
(学校の裁量で100%も可)

【受検方式】

- 方式①【学力検査5教科方式】
学力検査5教科、調査書、面接
- 方式②【指定教科+学びのデザイン方式】
学力検査3教科（国数英）、作文などの自己表現、
調査書、面接から各高校が項目を決定
- 方式③【指定教科+実技検査方式（スポーツ型・文化芸術型）】
学力検査3教科（国数英）、実技検査、実績評価
表、調査書、面接から各高校が項目を決定

※方式①、②、③の採用については、学校裁量（①を含む複数の方式を採用）
※学校が採用した方式から受検生が選択

追検査

【実施時期】2月中旬

【受検対象】
本人の責に帰さないやむを得ない事情により受検ができない者
なかつた者

【受検方式】
前期で選択した方式で受検する。

【検査内容】
作文、面接、調査書等

後期（仮称）

【実施時期】2月下旬～3月中旬

【募集人員】
募集定員から前期の募集人員を除いた人
数とする。
ただし、前期で募集人員を満たさなかつ
た場合は、当該欠員となるたんすを上乗せ
し、後期の募集人員とする。（定員内不合
格を除く）

【検査内容】
作文、面接、調査書等

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度について

1.これまでの検討経緯

令和7年3月に「新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施方針素案」を公表して以来、6月までに3回、昨年度から通算6回の懇話会を開催し、有識者、PTA関係、小中学校の学校関係者等多くの方にご意見をいただいた。その後、教育委員会事務局で検討を重ねた後、その実現性について複数の高等学校にヒアリングを行い、シミュレーションを行ってもらった。それらを経て、新しい入学者選抜制度の概要をまとめた。

2.県立高等学校入学者選抜制度の見直しの目的及び背景

令和7年3月に公表した「新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施方針素案」に示しているとおり、自分で自分のことを決められる子どもを育てたいという佐賀県教育大綱の精神に則り、「育成すべき資質・能力の三つの柱」に基づいて学力を評価し、生徒の学ぶ意欲と高等学校のスクール・ポリシーとの適合が最大限はかれるような入学者選抜制度を目指すこととした。

3.県立高等学校入学者選抜制度の見直しの方向性

- わかりやすい選抜方式にする。
- 受検生の能力や意欲を多面的に評価する。
- 中学校で身につけた学力を、「育成すべき資質・能力の三つの柱」(知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力)に基づいて評価する。
- 受検生が安心して受検できるようにする。
- 受検生や中学校・高校にとってより適切な実施時期を検討する。
- 中学校・高校における入学者選抜関連業務の簡素化・省力化を目指す。

令和7年3月26日
佐賀県教育委員会

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施方針素案

1 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜の実施時期

令和10年度入学者選抜（令和7年度の中学校1年生が対象）

2 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜の方向性

○ 分かりやすい選抜方式にします。

- ・ 一般選抜選考Ⅰ・選考Ⅱを廃止し、特色型選抜（選考）及び一般選抜（選考）の2つの型の選抜を実施

○ 受検生の能力や意欲を多面的に評価します。

- ・ 多様な評価を行う機会の設定
(スポーツや文化・芸術等の実績、特定教科の重点評価、スクール・ポリシーとのマッチング等)
- ・ 各教科の学力検査に加え、面接・自己表現・作文・実技検査・学校独自問題等の検査を組み合わせた評価

○ 中学校で身に付けた学力を、「育成すべき資質・能力の三つの柱」に基づいて評価します。

- ・ 各教科の学力検査や実技検査による、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」の評価
- ・ 面接・自己表現・作文等による、「学びに向かう力」の評価

○ 受検生が安心して受検できるようにします。

- ・ 重点評価枠（不登校経験や発達障害のある生徒等の募集枠）の継続
- ・ 配慮が必要な受検生を対象とした特例措置・特別枠の充実
- ・ 本人に帰責しない事情により受検ができない受検生への追検査の実施
- ・ 再募集の実施

○ 受検生や中学校・高校にとってより適切な実施時期を検討します。

- ・ 高校を取り巻く環境の変化等に対応した入学者選抜の実施時期について検討

○ 中学校・高校における入学者選抜関連業務の簡素化・省力化を目指します。

- ・ 調査書の簡素化
- ・ Web出願の検討

高校入試改革に係る年度内スケジュール案

10月

11月

12月

1月

2月

3月

定例教育委員会勉強会

定例教育委員会付議
プレスリリースと同時に
新入試に関する質問受付開始

質問受付期間

チラシ作成

内容：新入試に関する説明
受検の流れについて
のフロー図
Q & A 等

チラシ発送

必要に応じて関係各所への説明

付第28号議案

令和8年度市町立小・中・義務教育学校教職員人事異動
方針について

このことについて、別紙のとおり定める。

令和8年度市町立小・中・義務教育学校教職員人事異動方針（案）

佐賀県教育委員会

市町立学校は、それぞれの地域の特色を活かし、地域と連携して唯一無二の魅力ある学校の実現を目指すものであり、教職員の人事は、そのための学校の運営体制を強化とともに、教職経験の幅を広げることにより教職員個々の職能成長を促進し、県民や地域の信頼と期待に応える学校づくりを推進することで、本県教育の充実発展を図ることを目指して行う。

1 基本方針

- (1) 本県教育の充実と活気ある教育環境づくりを進めるため、教職員一人一人が適性や能力を活かすことができるよう、全県的視野に立って適材を適所に配置する。
- (2) 教育活動の活性化及び人材育成の促進のため、広域人事（地域間交流及び地区間交流）を促進する。地域及び地区の区分は、別表1に定める区分とする。なお、市町教育委員会間交流も推進する。
- (3) 教職員構成の均衡・充実を図り、特に免許所有者の適正配置を推進する。
- (4) 県立学校等との人事交流は、実情に即して行う。
- (5) 離島・へき地学校等の人事異動を計画的に推進する。
- (6) 人事異動は、校長の学校経営の目標・方針を踏まえた人事構想等の計画や教職員の勤務実績等に基づく市町教育委員会の内申をうけて行う。
- (7) 同一市町内の小学校・中学校及び義務教育学校ごとの教職員の定数並びに教職員の配置については、当該教育委員会の計画を尊重する。

2 実施基準

(1) 任用

ア 校長

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認める者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で学校の管理運営に優れた能力がある者」を校長採用審査等により選考し、採用する。

イ 副校長

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認める者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で校務運営の推進力となり、校長補佐の能力及び校長の命を受けて校務の一部を処理する能力がある者」を副校長昇任審査等により選考し、昇任させる。

ウ 教頭

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認める者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で校務運営の推進力となり、校長及び副校長補佐の能力がある者」を教頭昇任審査等により選考し、昇任させる。

エ 統括事務長

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認める者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で学校事務の管理運営及び円滑な処理を推進し、学校運営支援室長として学校事務の共同実施の推進を図るとともに、地域の学校運営支援室を取りまと

オ 事務長

める中核的・リーダー的役割を果たす優れた能力がある者」を統括事務長昇任審査等により選考し、昇任させる。

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認める者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で学校事務の円滑な処理を推進し、学校運営支援室長として学校事務の共同実施の推進に向け優れた能力がある者」を事務長昇任審査等により選考し、昇任させる。

カ 教 員

① 主幹教諭

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見ともに高く、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有するとともに、健康で校務の一部を取りまとめ、整理する資質や能力をもち、校長、副校長及び教頭の学校運営を補佐する能力がある者」を主幹教諭昇任審査等により選考し、昇任させる。

② 指導教諭

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見ともに高く、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有するとともに、健康で教育指導の改善及び充実のために教諭等への指導及び助言する能力がある者」を指導教諭昇任審査等により選考し、昇任させる。

③ 特任指導教諭

校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭については、60歳に到達した翌年の4月1日以降をもって特任指導教諭とする。なお、希望による降任を行う。ただし、校長・副校長・教頭の特例任用となった者は除く。

④ 教 諭 等

「教育に対する熱意と実践力を備えるなど、教諭等としての適格性を有する者」を教員採用選考試験等により選考し採用する。

「事務処理等が的確かつ敏速にでき、教育及び教育に係る行政事務をよく理解するなど教職員としての適格性を有する者」を採用する。

なお、事務主任については、県教育委員会が選定した候補者の中から、「人格・識見ともに高く、優れた指導力を有するとともに、学校事務の円滑な処理を推進し、学校運営支援室の職務の遂行に寄与する能力を有する者」を事務主任昇任審査等により選考し、昇任させる。統括事務長及び事務長については、60歳に到達した翌年の4月1日以降をもって主任主査とする。

キ 事務職員等

教職員の再任用は、勤務実績等に基づく選考により採用する。

(2) 転任及び配置換等

ア 校長、副校長及び教頭の転任及び配置換は、学校管理運営の適正を期して行う。

なお、適材適所の配置を図るため、校長、副校長及び教頭の希望による降任を行う。

イ 統括事務長及び事務長の転任及び配置換は、学校運営支援室運営の適正を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、統括事務長及び事務長の希望による

降任を行う。

ウ 教員の転任及び配置換は、各学校における学校運営や学級経営・教科指導等の充実を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、主幹教諭及び指導教諭の希望による降任を行う。

エ 事務職員等の転任及び配置換は、各学校における事務処理等の適正を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、事務主任の希望による降任を行う。

オ 異動は、「へき地学校勤務職員取扱要綱」に基づいて行う。

カ 同一学校長期在勤者は、原則として転任又は配置換を行う。なお、同一学校短期在勤者は、原則として転任及び配置換は行わないものとするが、人事異動上必要がある場合はこの限りではない。

キ 近親者で同一学校に勤務することは、原則として認めない。

ク 新規採用教職員の配置については、初任者研修等の効果的な実施、職員構成等を考慮して、均衡のとれた配置に努める。

(3) 分 限

人事管理上必要がある場合は、降任、免職及び休職を行う。

(4) 退 職

定年退職による者のほか、人事管理上必要に応じて個別に勧奨を行う。

別表1(案)

| 地域区分 | 地区区分 | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 |
|-------|------------------------------|---|--|----------------------------------|
| 佐城地域 | 佐賀市北部 | 高木瀬、金立、久保泉、若楠、春日、川上、松梅、春日北、富士、(12) 北山、北山東部、三瀬 | 城北、金泉、大和、松梅、富士、北山、(7) 三瀬 | |
| | 佐賀市東部 | 勧興、循誘、赤松、巨勢、兵庫、北川副、芙蓉、諸富北、諸富南、(13) 中川副、大詫間、南川副、西川副 | 成章、城南、城東、芙蓉、諸富、川副、(6) | |
| | 佐賀市西部 | 日新、神野、西与賀、嘉瀬、本庄、鍋島、新栄、開成、東与賀、思音、(10) | 昭栄、城西、鍋島、東与賀、思音、(5) | |
| 多久・小城 | 桜岡、三里、晴田、岩松、三日月、牛津、砥川、芦刈、(8) | 小城、三日月、牛津、芦刈、(4) | | 東原率舍中央、 東原率舍東部、 東原率舍西渓、(3) |
| | 鳥栖・基山 | 鳥栖、鳥栖北、田代、弥生が丘、若葉、基里、釐、旭、基山、若基、(10) | 鳥栖、田代、基里、鳥栖西、基山、(5) | |
| 三神地域 | 三養基・神埼 | 神埼、西郷、仁比山、千代田東部、千代田中部、千代田西部、脊振、 三田川、東脊振、中原、北茂安、三根東、三根西、上峰、(14) | 神埼、千代田、脊振、三田川、東脊振、 中原、北茂安、三根、上峰、(9) | |
| | 唐津市東部 | 東唐津、外町、高島、鏡山、久里、鬼塚、成和、浜崎、玉島、平原、 巖木、相知、伊岐佐、北波多、七山、(15) | 第五、鏡、鬼塚、浜玉、巖木、相知、 北波多、七山、(8) | |
| 東松浦地域 | 唐津市西部 ・玄海町 | 長松、西唐津、佐志、高峰、湊、大志、肥前、名護屋、打上、呼子、 第一、佐志、高峰、湊、西唐津、肥前、(10) | 第一、佐志、高峰、湊、西唐津、肥前、 海青、(7) | 玄海みらい、(1) |
| | 唐津市北部 | 馬渡、加唐、小川、肥前小向島分校、(4) | 馬渡、加唐、小川、(4) | |
| 杵西地域 | 武雄西 | 武雄、若木、武内、西川登、東川登、御船が丘、山内東、山内西、(8) | 武雄、武雄北、川登、山内、(4) | |
| | 武雄東・杵島 | 朝日、橘、北方、江北、須古、六角、白石、北明、福富、有明、(10) | 北方、江北、白石、(3) | 大町ひじり、(1) |
| 伊万里東 | 伊万里 | 伊万里、牧島、大坪、大川内、黒川、波多津、立花、(7) | 伊万里、青嶺、啓成、(3) | 南波多郷学館、(2) |
| | 伊万里西・有田 | 二里、東山代、山代東、山代西、有田、有田中部、曲川、大山、(8) | 国見、山代、有田、西有田、(4) | |
| 藤津地域 | 鹿島・太良 | 鹿島、能古見、古枝、浜、北鹿島、七浦、明倫、多良、大浦、(9) | 西部、東部、多良、大浦、(4) | |
| | 嬉野 | 五町田、久間、塩田、嬉野、大野原、吉田、轟、大草野、(8) | 塩田、嬉野、大野原、吉田、(4) | |

へき地学校勤務職員取扱要綱

第1 目的

この要綱は、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）第10条に規定するへき地学校に勤務する職員の人事上の処遇を適切に行うことにより、人事交流を促進し、へき地における教育の振興を図ることを目的とする。

第2 人事上の処遇

- 1 へき地学校に勤務する職員で、当該校区内に居を移してへき地学校に勤務した者については、次の処遇を行うものとする。
 - (1)引き続き1年以上勤務した者…へき地学校における勤務を、他地域における勤務とみなす。
 - (2)引き続き2年以上勤務した者…転任に際してはその者の希望を尊重し、優先的に措置する。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者には、適用しない。
 - (1) 校長、副校長又は教頭の職で、へき地学校に勤務した者
 - (2) へき地学校に勤務している期間中、職員としてふさわしくない行為のあった者

第3 級地指定見直しの場合の取扱い

級地指定の見直しにより、職員の勤務する学校が、へき地学校に該当しなくなった場合は、見直し後の引き続く勤務もへき地学校に勤務したものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 へき地学校勤務職員取扱要綱（令和3年4月1日施行）は、廃止する。

新旧対照表

市町立小・中・義務教育学校教職員人事異動方針（案）

| | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|
| 1 基本方針 | | |
| （1）本県教育の充実振興を図り、清新の気風を醸成するため、全県的視野に立って適材を適所に配置する。 | <p>1 基本方針</p> <p>（1）本県教育の充実振興を図り、清新の気風を醸成するため、<u>活気ある教育環境づくりを進めるため、教職員一人一人が適性や能力を活かすことができるよう</u>、全県的視野に立って適材を適所に配置する。</p> <p>（2）<u>広域人事実施教育活動の活性化及び人材育成の促進</u>のため、<u>広域人事（地域間交流及び地区間交流）を促進する</u>。地域及び地区的区分は、別表1に定める区分とする。 なお、市町教育委員会間交流も推進する。</p> <p>（3）教職員構成の均衡・充実を図り、特に免許所有者の適正配置を推進する。 （4）県立学校等との人事交流は、実情に即して行う。 （5）離島・へき地学校等の人事異動を計画的に推進する。 （6）人事異動は、校長の学校経営の目標・方針を踏まえた人事構想等の計画や教職員の勤務実績等に基づく市町教育委員会の内申をうけて行う。 （7）同一市町内の小学校・中学校及び義務教育学校ごとの教職員の定数並びに教職員の配置については、当該教育委員会の計画を尊重する。</p> | <p>（1）本県教育の充実振興を図り、清新の気風を醸成するため、<u>活気ある教育環境づくりを進めるため、教職員一人一人が適性や能力を活かすことができるよう</u>、全県的視野に立って適材を適所に配置する。</p> <p>（2）<u>広域人事実施教育活動の活性化及び人材育成の促進</u>のため、<u>広域人事（地域間交流及び地区間交流）を促進する</u>。地域及び地区的区分は、別表1に定める区分とする。 なお、市町教育委員会間交流も推進する。</p> <p>（3）教職員構成の均衡・充実を図り、特に免許所有者の適正配置を推進する。 （4）（同左） （5）（同左） （6）（同左） （7）（同左）</p> <p>（1）任用 ア 校 長 （同左） イ 副 校 長 （同左） ウ 教 頭 （同左）</p> |

委員会が特に認める者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で校務運営の推進力となり、校長及び副校長補佐の能力がある者」を教頭昇任審査等により選考し、昇任させる。

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認める者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で学校事務の管理運営及び円滑な処理を推進し、学校運営支援室として学校事務の共同実施の推進を図ることとともに、地域の学校運営支援室を取りまとめる中核的・リーダー的役割を果たす優れた能力がある者」を統括事務長昇任審査等により選考し、昇任させる。

はこれにて。教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者及び教員委員会が特に認める者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で学校事務の円滑な処理を推進し、学校運営支援室長として学校事務の共同実施の推進に向け優れた能力がある者」を事務長昇任審査等により選考し、昇任する。

教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見とともに高く、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有するどもに、健康で校務の一部を取りまとめ、整理する資質や能力をもち、校長、副校長及び教頭の学校運営を補佐する能力がある者」を主幹教諭昇任審査等により選考し、昇任させる。教育長及び所属長（校長等）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見とともに高く、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有するどもに、健康で教育指導の改善及び充実のために教諭等への指導及び助言する能力がある者」を指導教諭昇任審査等によ

り選考し、昇任させる。校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭については、60歳に到達した翌年の4月1日以降をもつて特任指導教諭とする。なお、希望による降任を行う。

「教育に対する熱意と実践力を備えるなど、教諭等としての適格性を有する者」を教員採用選考試験等により選考し採用する。

「事務処理等が的確かつ迅速にでき、教育及び教育に係る行政事務をよく理解するなど教職員としての適格性を有する者」を採用する。

なお、事務主任については、県教育委員会が選定した候補者の中から、「人格・識見とともに高く、優れた指導力を有する」とともに、学校事務の円滑な処理を推進し、学校運営支援室の職務の遂行に寄与する能力を有する者を事務主任昇任候補者等により選考】¹⁾。

工 統括事務長 (同左)

才事務長(同左)

力教員（同左）

② 指導教諭 (同左)

③ 特任講師 横井義典 様
校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭論については、60歳に到達した翌年の4月1日以降をもつて特任指導教諭とする。なお希望による降任を行う。ただし、校長・副校長・教頭の特例任用

④ 教諭等は除く。
なつた者は除く。
(同左)

| | |
|--|--|
| <p>ク 再任用 教職員の再任用は、勤務実績等に基づく選考により採用する。</p> <p>(2) 転任及び配置換等</p> <p>ア 校長、副校长及び教頭の転任及び配置換は、学校管理運営の適正を期して行え なお、適材適所の配置を図るため、校長、副校长及び教頭の希望による降任を行 う。</p> <p>イ 統括事務長及び事務長の転任及び配置換は、学校運営支援室運営の適正を期して行 う。なお、適材適所の配置を図るため、統括事務長及び事務長の希望による降 任を行う。</p> <p>ウ 教員の転任及び配置換は、各学校における学校運営や学級経営・教科指導等の 充実を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、主幹教諭及び指導教諭の 希望による降任を行う。</p> <p>エ 事務職員等の転任及び配置換は、各学校における事務処理等の適正を期して行 う。なお、適材適所の配置を図るため、事務主任の希望による降任を行う。</p> <p>オ 離島・へき地学校の勤務者の異動は、「へき地学校勤務職員取扱要綱」に基つい て行う。</p> <p>カ 同一学校長期在勤者は、原則として転任又は配置換を行いう。なお、同一学校短期 在勤者は、原則として転任及び配置換は行わないものとするが、人事異動上必要 がある場合はこの限りではない。</p> <p>キ 近親者で同一学校に勤務することは、原則として認めない。</p> <p>ク 新規採用教職員の配置については、初任者研修等の効果的な実施、職員構成等を 考慮して、均衡のとれた配置に努める。</p> | <p>ク 再任用 (同左)</p> <p>(2) 転任及び配置換等</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ウ (同左)</p> <p>エ (同左)</p> <p>オ (同左)</p> <p>カ (同左)</p> <p>キ (同左)</p> <p>ク (同左)</p> <p>(3) 分 限 人事管理上必要がある場合は、降任、免職及び休職を行う。</p> <p>(4) 退 職 定年退職による者のほか、人事管理上必要に応じて個別に勧奨を行う。</p> |
|--|--|

別表1(案)

| 地域区分 | 地区区分 | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 |
|-------|------------------------------|---|--|---------------------|
| 佐城地域 | 佐賀市北部 | 高木瀬、金立、久保泉、若楠、春日、川上、松梅、春日北、富士、(12) 北山、北山東部、三瀬 | 城北、金泉、大和、松梅、富士、北山、(7) 三瀬 | |
| | 佐賀市東部 | 勧興、循誘、赤松、巨勢、兵庫、北川副、芙蓉、諸富北、諸富南、(13) 中川副、大詫間、南川副、西川副 | 成章、城南、城東、芙蓉、諸富、川副、(6) | |
| | 佐賀市西部 | 日新、神野、西与賀、嘉瀬、本庄、鍋島、新栄、開成、東与賀、思音、(10) | 昭栄、城西、鍋島、東与賀、思音、(5) | |
| 多久・小城 | 桜岡、三里、晴田、岩松、三日月、牛津、砥川、芦刈、(8) | 小城、三日月、牛津、芦刈、(4) | 東原率舍中央、 東原率舍東部、 東原率舍西渓、(3) | |
| | 鳥栖・基山 | 鳥栖、鳥栖北、田代、弥生が丘、若葉、基里、釐、旭、基山、若基、(10) | 鳥栖、田代、基里、鳥栖西、基山、(5) | |
| 三神地域 | 三養基・神埼 | 神埼、西郷、仁比山、千代田東部、千代田中部、千代田西部、脊振、 三田川、東脊振、中原、北茂安、三根東、三根西、上峰、(14) | 神埼、千代田、脊振、三田川、東脊振、 中原、北茂安、三根、上峰、(9) | |
| | 唐津市東部 | 東唐津、外町、高島、鏡山、久里、鬼塚、成和、浜崎、玉島、平原、 巖木、相知、伊岐佐、北波多、七山、(15) | 第五、鏡、鬼塚、浜玉、巖木、相知、 北波多、七山、(8) | |
| 東松浦地域 | 唐津市西部 ・玄海町 | 長松、西唐津、佐志、高峰、湊、大志、肥前、名護屋、打上、呼子、 第一、佐志、高峰、湊、西唐津、肥前、(10) 海青 | 第一、佐志、高峰、湊、西唐津、肥前、 (7) 玄海みらい、(1) | |
| | 唐津市北部 | 馬渡、加唐、小川、肥前小・向島分校(休校)、(4) | 馬渡、加唐、小川、(3) | |
| 杵西地域 | 武雄西 | 武雄、若木、武内、西川登、東川登、御船が丘、山内東、山内西、(8) | 武雄、武雄北、川登、山内、(4) | |
| | 武雄東・杵島 | 朝日、橘、北方、江北、須古、六角、白石、北明、福富、有明東、 有明西、有明南、有明、(10-12) | 北方、江北、白石、(3) | 大町ひじり、(1) |
| 伊万里東 | 伊万里 | 伊万里、牧島、大坪、大川内、黒川、波多津、立花、(7) | 伊万里、青嶺、啓成、(3) | 南波多郷学館、 東陵学園、(2) |
| | 伊万里西・有田 | 二里、東山代、山代東、山代西、有田、有田中部、曲川、大山、(8) | 国見、山代、有田、西有田、(4) | |
| 藤津地域 | 鹿島・太良 | 鹿島、能古見、古枝、浜、北鹿島、七浦、明倫、多良、大浦、(9) | 西部、東部、多良、大浦、(4) | |
| | 嬉野 | 五町田、久間、塩田、嬉野、大野原、吉田、轟、大草野、(8) | 塩田、嬉野、大野原、吉田、(4) | |

新旧対照表

へき地学校勤務職員取扱要綱（案）

| 第1 目的 日 | 第1 目的 新 | 第2 人事上の処遇 1 へき地学校に勤務する職員で、当該校区内に居を移してへき地学校に勤務した者については、次の処遇を行ふものとする。 (1) 引き続き1年以上勤務した者…へき地学校における勤務を、1地域1地区の勤務とみなす。 (2) 引き続き2年以上勤務した者…転任に際してはその者の希望を尊重し、優先的に措置する。 2 前項の規定は、次の各号のいづれかに該当する者には、適用しない。 (1) 校長、副校长又は教頭の職で、へき地学校に勤務した者 (2) へき地学校に勤務している期間中、職員としてふさわしくない行為のあつた者 | 第2 人事上の処遇 1 人事上の処遇 (同左) (1) 引き続き1年以上勤務した者…へき地学校における勤務を、1地域1地区の他地域における勤務とみなす。 (2) (同左) | 第3 級地指定見直しの場合の取扱い、 級地指定の見直しにより、職員の勤務する学校が、へき地学校に該当しなくなつた場合は、見直し後の引き続く勤務もへき地学校に勤務したものとみなす。 | 附則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 へき地学校勤務職員取扱要綱（平成30年4月1日施行）は、廃止する。 |
|--|---------------|---|---|--|--|
| 第1 目的 この要綱は、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）第10条に規定するへき地学校に勤務する職員の人事上の処遇を適切に行うことにより、人事交流を促進し、へき地における教育の振興を図ることを目的とする。 | 第1 目的 (同左) | 第2 人事上の処遇 1 へき地学校に勤務する職員で、当該校区内に居を移してへき地学校に勤務した者については、次の処遇を行ふものとする。 (1) 引き続き1年以上勤務した者…へき地学校における勤務を、1地域1地区の勤務とみなす。 (2) 引き続き2年以上勤務した者…転任に際してはその者の希望を尊重し、優先的に措置する。 2 前項の規定は、次の各号のいづれかに該当する者には、適用しない。 (1) 校長、副校长又は教頭の職で、へき地学校に勤務した者 (2) へき地学校に勤務している期間中、職員としてふさわしくない行為のあつた者 | 第2 人事上の処遇 1 人事上の処遇 (同左) (1) 引き続き1年以上勤務した者…へき地学校における勤務を、1地域1地区の他地域における勤務とみなす。 (2) (同左) | 第3 級地指定見直しの場合の取扱い、 級地指定の見直しにより、職員の勤務する学校が、へき地学校に該当しなくなつた場合は、見直し後の引き続く勤務もへき地学校に勤務したものとみなす。 | 附則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 へき地学校勤務職員取扱要綱（平成30年4月1日施行）は、廃止する。 |
| | | | | | |

付第29号議案

令和8年度県立学校教職員人事異動方針について

のことについて、別紙のとおり定める。

令和8年度県立学校教職員人事異動方針（案）

佐賀県教育委員会

県立学校は、「佐賀県教育大綱」を踏まえ、それぞれの特色を最大限に活かし、地域と連携して、唯一無二の誇り高き学校の実現を目指すものであり、教職員の人事は、そのための学校の運営体制を強化するとともに、教職経験の幅を広げることにより教職員個々の職能成長を促進し、県民の信頼と期待に応える学校づくりを推進することで、本県教育の充実発展を図ることを目指して行う。

1 基本方針

- (1) 唯一無二の誇り高き学校の実現を目指すため、適材を適所に配置する。
- (2) 教職員組織の刷新充実を図るため、各学校間の異動及び市町立小・中・義務教育学校との人事交流を計画的に実施する。
- (3) 各学校の魅力ある学校づくりと活性化を実現するよう、中長期的な視点に立って配置する。
- (4) 人事異動は、校長の学校経営の目標・方針を踏まえた人事構想等の計画や教職員の勤務実績に基づいて行う。
- (5) 誇り高き学校の実現を促進するため、応募指名制度による人事配置を積極的に行う。

2 実施基準

(1) 任用

ア 校 長

所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認めた者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で学校の管理運営に優れた能力がある者」を校長採用審査等により選考し、採用する。

イ 副 校 長

所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認めた者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で校務運営の推進力となり、校長補佐の能力及び校長の命を受けて校務の一部を処理する能力がある者」を副校長昇任審査等により選考し、昇任させる。

ウ 教 頭

所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認めた者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で校務運営の推進力となり、校長及び副校長補佐の能力がある者」を教頭昇任審査等により選考し、昇任させる。

エ 統括事務長

所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認めた者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で事務処理の推進力となり、校長補佐はもとより、地域学校の調整・取りまとめの能力がある者」を統括事務長昇任審査等により選考し、昇任させる。

オ 事 務 長

所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特に認めた者の中から、「人格識見ともに高く、指導力を有し、健康で事務処理の推進力となり、校長補佐の能力がある者」を事務長昇任審査等により選考し、昇任させる。

カ 教 員

① 主幹教諭

所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見ともに高く、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有するとともに、健康で校務の一部を取りまとめ、整理する資質や能力をもち、校長、副校長及び教頭の学校運営を補佐する能力がある者」を主幹教諭昇任審査等により選考し、昇任させる。

② 指導教諭

所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見ともに高く、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有するとともに、健康で教育指導の改善及び充実のために教諭等への指導及び助言する能力を有する者」を指導教諭昇任審査等により選考し、昇任させる。

③ 特任指導教諭

校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭については、60歳に到達した翌年の4月1日以降をもって特任指導教諭とする。なお、希望による降任

- を行う。
- ④ 教諭等
- キ 寄宿舎指導員
寄宿舎指導員には「特別支援教育に対する深い理解と、児童生徒の世話を愛情と実践力を備えるなど、寄宿舎指導員としての適格性を有する者」を寄宿舎指導員採用選考試験により選考し、採用する。
- ク 実習助手
実習助手には「教育に対する熱意と実践力及び実験実習についての知識を備えるなど、実習助手としての適格性を有する者」を実習助手採用選考試験により選考し、採用する。
- ケ 事務職員等
事務職員等には「事務処理等が的確かつ敏速にでき、教育及び教育に係る行政事務をよく理解するなど、教職員としての適格性を有する者」を採用する。
- なお、事務主任については、県教育委員会が選定した候補者の中から、人格識見ともに高く、優れた指導力を有するとともに、健康で学校事務の円滑な処理を推進し、事務職員等への指導及び助言する能力を有する者」を事務主任昇任審査等により選考し、昇任させる。
- 統括事務長及び事務長については、60歳に到達した翌年の4月1日以降をもって主任主査とする。
- 教員、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員等の再任用は勤務実績等に基づく選考により採用する。

(2) 転任及び配置換

- ア 校長、副校長・教頭、統括事務長、事務長の転任及び配置換は、各学校の教育目標の達成のため、学校管理運営の適正を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、校長、副校長・教頭、統括事務長、事務長の希望による降任を行う。
- イ 教員、寄宿舎指導員、実習教職員の転任及び配置換は、各学校の教育目標の達成のため、教科指導、生徒指導等の充実を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、主幹教諭及び指導教諭の希望による降任を行う。
- ウ 事務職員等の転任及び配置換は、各学校の教育目標の達成のため、事務処理等の適正を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、事務主任の希望による降任を行う。
- エ 同一学校長期在勤者は、原則として転任又は配置換の対象とする。
- オ 近親者で同一学校に勤務することは、原則として認めない。
- カ 新規採用教職員の配置については、初任者研修等の効果的な実施などを考慮するとともに、職員構成上、調和のとれた配置に努める。

(3) 分限

人事管理上必要がある場合は、降任、免職及び休職を行う。

(4) 退職

定年退職による者のほか、人事管理上必要に応じて個別に勧奨を行う。

新旧対照表

県立学校教職員人事異動方針（案）

| | 令和7年度 | 令和8年度（案） |
|--|---|--|
| 県立学校は、「佐賀県教育大綱」を踏まえ、それぞれの特色を最大限に活かし、地域と連携して、唯一無二の誇り高き学校の実現を目指すものであり、教職員の人事は、そのための学校の運営体制を強化するとともに、教職経験の幅を広げることにより教職員個々の職業成長を促進し、県民の信頼と期待に応える学校づくりを推進することで、本県教育の充実発展を図ることを目指して行う。 | 1 基本方針 (1) 唯一無二の誇り高き学校の実現を目指すため、適材を適所に配置する。 (2) 教職員組織の刷新充実を図るため、各学校間の異動及び市町立小・中・義務教育学校との人事交流を計画的に実施する。 (3) 各学校の魅力ある学校づくり活性化を実現するよう、中長期的な視点に立って配置する。 (4) 人事異動は、校長の学校経営の目標・方針を踏まえた人事構想等の計画や教職員の勤務実績に基づいて行う。 (5) 誇り高き学校の実現を促進するため、応募指名制度による人事配置を積極的に行う。 | 1 基本方針 (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (5) (同左) |
| 2 実施基準 (1) 任用 ア 校長 所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特認めた者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で学校の管理運営に優れた能力がある者」を校長採用審査等により選考し、採用する。 イ 副校長 所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特認めた者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で校務運営の推進力となり、校長補佐の能力及び校長の命を受けた校務の一部を処理する能力がある者」を副校長昇任審査等により選考し、昇任させる。 ハ 教頭 所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特認めた者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で校務運営の推進力となり、校長及び副校長補佐の能力がある者」を教頭昇任審査等により選考し、昇任させる。 ジ 統括事務長 所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特認めた者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で事務処理の推進力となり、校長補佐はもとより、地域学校の調整・取りまとめの能力がある者」を統括事務長昇任審査等により選考し、昇任させる。 キ 事務長 所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者及び県教育委員会が特認めた者の中から、「人格識見とともに高く、指導力を有し、健康で事務処理の推進力となり、校長補佐の能力がある者」を事務長昇任審査等により選考し、昇任させる。 | 2 実施基準 (1) 任用 ア 校長 (同左) イ 副校長 (同左) ハ 教頭 (同左) ジ 統括事務長 (同左) キ 事務長 (同左) カ 力教員 | |

| | | |
|---|--|---|
| ① 主幹教諭 | 所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見とともに、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有する」とともに、健康で校務の一部を取扱うため、整理する資質や能力をもち、校長、副校长及び教頭の学校運営を補佐する能力がある者」を主幹教諭昇任審査等により選考し、昇任させる。 | ① 主幹教諭 (同左) |
| ② 指導教諭 | 所属長（校長など）推薦や自己推薦による候補者の中から、「人格識見とともに、児童生徒への優れた指導力、リーダーシップを有する」とともに、健康で教育指導の改善及び充実のために教諭等への指導及び助言する能力を有する者」を指導教諭昇任審査等により選考し、昇任させる。 | ② 指導教諭 (同左) |
| ③ 特任指導教諭 | 校長、副校长、教頭、主幹教諭及び指導教諭については、60歳に到達した翌年の4月1日以降をもって特任指導教諭とする。なお、希望による降任を行う。 | ③ 特任指導教諭 (同左) |
| ④ 教諭等 | 教諭等には「教育に対する者」を教員採用選考試験等により選考し、採用する。 寄宿舎指導員には「特別支援教育に対する深い理解と、児童生徒の世話に愛情と実践力を備えるなど、寄宿舎指導員としての適格性を有する者」を寄宿舎指導員採用選考試験により選考し、採用する。 | ④ 教諭等 (同左) キ 寄宿舎指導員 (同左) |
| ク 実習助手 | 実習助手には「教育に対する熱意と実践力及び実験実習についての知識を備えるなど、実習助手としての適格性を有する者」を実習助手採用選考試験により選考し、採用する。 | ク 実習助手 (同左) |
| ケ 事務職員等 | 事務職員等には「事務処理等が的確かつ敏速にでき、教育及び行政事務をよく理解するなど、教職員としての適格性を有する者」を採用する。なお、事務主任については、県教育委員会が選定した候補者の中から、人格識見とともに高く、優れた指導力、リーダーシップを有するとともに、健康で学校事務の円滑な処理を推進し、事務職員等への指導及び助言する能力を有する者」を事務主任昇任審査等により選考し、昇任させる。統括事務長及び事務主任昇任審査等により選考し、昇任させる。統括事務長及び事務主任昇任審査等により選考し、昇任させる。 | 事務職員等には「事務処理等が的確かつ敏速にでき、教育及び行政事務をよく理解するなど、教職員としての適格性を有する者」を採用する。なお、事務主任については、県教育委員会が選定した候補者の中から、人格識見とともに高く、優れた指導力、リーダーシップを有する者」を有するとともに、健康で学校事務の円滑な処理を推進し、事務職員等への指導及び助言する能力を有する者」を事務主任昇任審査等により選考し、昇任させる。統括事務長及び事務主任昇任審査等により選考し、昇任させる。 |
| コ 再任用 | 教員、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員等の再任用は勤務実績等に基づく選考により採用する。 | コ 再任用 (同左) |
| (2) 転任及び配置換 | | (2) 転任及び配置換 ア 校長、副校长・教頭、統括事務長、事務長の転任及び配置換は、各学校の教育目標の達成のため、学校管理運営の適正を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、校長、副校长、教頭、統括事務長、事務長の希望による降任を行う。 |
| イ 教員、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員の転任及び配置換は、各学校の教育目標の達成のため、主幹教諭及び指導教諭の希望による降任を行う。 | | イ (同左) |
| ウ 事務職員等の転任及び配置換は、各学校の教育目標の達成のため、事務処理等の適正を期して行う。なお、適材適所の配置を図るため、事務主任の希望による降任を行う。 | | ウ (同左) |

| | | | |
|-------------|---|-------------|----------------------|
| エ オ カ | 同一学校長期在勤者は、原則として転任又は配置換の対象とする。 近親者で同一学校に勤務することは、原則として認めない。 新規採用教職員の配置については、初任者研修等の効果的な実施などを考慮することも に、職員構成上、調和のとれた配置に努める。 | エ オ カ | (同左) (同左) (同左) |
| (3) 分 限 | 人事管理上必要がある場合は、降任、免職及び休職を行う。 | (3) 分 限 | (同左) |
| (4) 退 職 | 定年退職による者のほか、人事管理上必要に応じて個別に勧奨を行う。 | (4) 退 職 | (同左) |

付第30号議案

佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則を廃止する
規則（案）について

このことについて、別紙のとおり制定する。

佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（案）の概要

教育委員会事務局 学校教育課

提案の理由・内容

- 1 令和6年度で佐賀県地域改善対策奨学金の返還及び返還免除手続が終了したことに伴い、佐賀県地域改善対策奨学金制度の運用に関する必要な事項を定める本規則を廃止する。
- 2 施行期日 この規則は、公布の日から施行する。

奨学金の貸与及び返還終了について

- 1 平成17年3月31日をもって貸与事業を廃止
- 2 令和6年10月22日をもって全被貸与者からの返還終了

佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年月日

佐賀県教育委員会規則第号

佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則(案)

佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則(昭和58年佐賀県教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

○佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則

昭和58年3月30日

佐賀県教育委員会規則第4号

[佐賀県地域改善対策大学奨学金貸与条例施行規則]をここに公布する。

佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例（昭和58年佐賀県条例第5号。以下「条例」という。）第9条及び佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例の施行に係る予算の執行に関し必要な事項を定める権限を委任する規則（昭和58年佐賀県規則第19号）の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(低所得世帯)

第1条の2 条例第2条第1項第3号に規定する低所得世帯は、奨学金の貸与を受ける者の属する世帯の収入の年額が日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令（昭和59年文部省令第40号）第3条第2項第2号に規定する収入基準額以下である世帯とする。

(奨学金の貸与の額)

第2条 条例第3条第1項に規定する奨学金の貸与の月額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 国立及び公立の高等学校又は高等専門学校に在学する者 月額 25,000円
- (2) 私立の高等学校に在学する者 月額 43,000円
- (3) 国立及び公立の短期大学又は大学に在学する者
 - ア 自宅から通学する者 月額 48,000円
 - イ 下宿等から通学する者 月額 52,000円
- (4) 私立の短期大学又は大学に在学する者
 - ア 自宅から通学する者 月額 82,000円
 - イ 下宿等から通学する者 月額 83,000円

(貸与の申請)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別

に定める日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書（当該高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学（以下「高等学校等」という。）において発行するものに限る。）
- (2) 所得証明書（様式第2号）
- (3) その他教育長が必要と認める書類
(保証人)

第4条 奨学生の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
(貸与の決定及び通知)

第5条 教育長は、第3条の規定により申請があったときは同条の申請書の内容を審査し、適當と認めたときは奨学生の貸与を決定し、奨学生貸与決定通知書（様式第3号）により当該申請書に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により奨学生の貸与を決定するときは、佐賀県地域改善対策奨学生貸与者選考委員会の意見を聴くものとする。
(奨学生の交付)

第6条 奨学生は、前条の規定により奨学生の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）に対し、年3回に分けて交付するものとする。

(貸与の停止及び廃止の通知)

第7条 教育長は、条例第4条又は第5条の規定により奨学生の貸与を停止し、又は廃止したときは、奨学生貸与停止通知書（様式第4号）又は奨学生貸与廃止通知書（様式第5号）によりその旨を本人に通知するものとする。

(借用証書)

第8条 奨学生が高等学校等を卒業したとき、又は前条の規定により奨学生の貸与の廃止の通知を受けたときは、遅滞なく、貸与を受けた奨学生に係る奨学生借用証書（様式第6号）に奨学生返還計画書（様式第7号）を添えて、教育長に提出しなければならない。

(返還の猶予又は免除の申請等)

第9条 条例第7条又は第8条の規定により奨学生の返還猶予又は返還免除を受けようとする者は、奨学生返還猶予申請書（様式第8号）又は奨学生返還免除申請書

(様式第9号)に猶予又は免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が父母と同居していない被扶養者である場合にその父母が生活困難であると認められるときに該当することを理由として奨学金の返還免除を受けようとするときは、条例第8条の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者の父母は、奨学金返還免除申請書(様式第9号の2)に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、これを教育長に提出しなければならない。
- 3 教育長は、第1項の申請に基づき奨学金の返還猶予又は返還免除を決定したときは、奨学金返還猶予決定通知書(様式第10号)又は奨学金返還免除決定通知書(様式第11号)により当該申請者に通知する。
- 4 教育長は第2項の申請に基づき奨学金の返還免除を決定したときは、奨学金返還免除決定通知書(様式第11号の2)により当該申請者に通知する。

(返還の免除)

第9条の2 条例第8条第1号に規定するその他やむを得ない理由は、奨学金の貸与を受けた者の所在が3年以上継続して不明である場合とする。

- 2 条例第8条第2号に規定する生活困難であると認められるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 市町村民税の所得割が非課税であるとき。
 - (2) 前年の収入の年額が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の基準に基づいて算定した年額の1.5倍の額以下であるとき。
- 3 奨学金の貸与を受けた者が条例第8条第2号に該当する場合において、奨学金の返還を免除するときは、貸与した奨学金の額の20分の5を限度として行うものとする。ただし、返還免除の額は、免除を行った当該年度を含め、以後5年間で、貸与した奨学金の額の20分の5を超えることができない。

(届出)

第10条 奨学生又は奨学生であった者であつて奨学金の返還が完了していないもの(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定める届書により教育長に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が退学し又は他の法律若しくは条例による学資等の貸与等を受けたとき
 退学等届（様式第12号）
- (2) 奨学生が奨学金の貸与を辞退するとき　辞退届（様式第13号）
- (3) 奨学生が休学し又は停学の処分を受けたとき　休学等届（様式第14号）
- (4) 奨学生が前号の届出の後に復学したとき　復学届（様式第15号）
- (5) 奨学生又は借受者が氏名又は住所を変更したとき　氏名住所変更届（様式第16号）
- (6) 奨学生又は借受者が保証人の死亡等によりその保証人を変更したとき　保証人
 変更届（様式第17号）
- (7) 奨学生又は借受者の保証人が氏名又は住所を変更したとき　保証人氏名住所変
 更届（様式第18号）

2 保証人は、奨学生又は借受者が死亡したときは、速やかに、その旨を教育長に届け出なければならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則（昭和58年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策大学奨学金貸与条例施行規則第2条の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附　則（昭和59年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策大学奨学金貸与条例施行規則第2条の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附　則（昭和60年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策大学奨学金貸与条例施行規則第2条の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附　則（昭和61年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策大学奨学金貸与条例施行規則第2条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策大学奨励金貸与条例施行規則第2条の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年教委規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。ただし、高等学校又は高等専門学校に在学する者については、同年10月1日から適用する。

附 則（昭和63年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の教育委員会規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則（平成3年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年教委規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年11月定例教育委員会資料

(令和7年11月11日)

報告事項 【公開】

佐賀県教育委員会

佐賀県教育委員会事務マネジメントの取組について

教育委員会において、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われるることを確保するために、知事部局の取組を参考に、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っている。

取組の概要について

○ 教育委員会事務局等及び県立学校の財務事務が対象。

○ 財務事務で想定されるリスクと対応策が記載された「**業務レベルの評価シート**」（以降、評価シート）を用い、以下の流れで実施している。

① 各所属において、評価シートを確認し、日常業務を遂行する。



② 財務事務を行う中で、リスクが発現した際に、リスク発現の原因、改善策及び是正状況を評価シートに記載し、年度末に評価所属（教育総務課）に提出する。



③ 改善策及び是正状況があるか、発現したリスクの「質的重要性」・「量的重要性」を評価する。
重要性が高いものを「重大な不備あり」と判断し、報告書に記載し、教育委員会で報告する。

量的重要性

○ 1件のリスク当たりの金銭的・物的損害額が
100万円以上

質的重要性

- 県組織外の第三者の生命・安全・権利等を著しく脅かすもの
- 県の社会的信頼、信用及び名誉を著しく失墜させるもの
- 県の事務の適正な執行の信頼を著しく失墜させるもの

令和6年度佐賀県教育委員会事務マネジメント評価報告書

佐賀県教育長 甲斐直美は、佐賀県教育委員会事務マネジメント報告書を次のとおり作成しました。

1 事務マネジメントの整備及び運用に関する事項

教育委員会においては、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために、知事部局の取組を参考に、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っています。

なお、事務マネジメントは、事務マネジメントの各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、絶えず見直しを行いながら、適正な制度の運用に努めてまいります。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、取組方針に基づき、財務に関する事務に係る事務マネジメントの評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続のとおり評価作業を実施した結果、評価項目に対してそれぞれ適切な対応がなされており、重大な不備が見受けられなかったため、教育委員会事務局における事務マネジメントは概ね有効に運用されていると判断しました。

今後とも、透明で信頼される行政運営のため、より一層、事務の適正な執行の確保に努めてまいります。

令和7年11月11日 佐賀県教育長 甲斐 直美

令和7年11月定例教育委員会
事務局報告事項 教職員課

令和8年度佐賀県公立学校教員採用選考試験(秋選考)の受験申込状況
についてお知らせします

標記試験については、9月29日から10月20日までの間を受験申込期間とし、期間終了後、資格等の審査を行い、87人の受験申込を受け付けました。受験申込状況の詳細については、下記のとおりです。

記

1 受験申込状況 別添資料のとおり。

2 特記事項

- ・ 秋選考では初めての実施となる「英語スペシャリスト特別選考」には、3人の申し込みがありました。
- ・ 「さがUJIターン特別選考」には、小学校教諭等が2人、中学校教諭が2人、高等学校教諭等が1人の計5人の申し込みがありました。
- ・ 受験申込については、現住所が佐賀県内にある人が39人であり、他は、現住所が他の都道府県にある人でした。

【参考】教員採用選考試験(秋選考)

1 期　　日　　令和7年11月15日(土曜日)、16日(日曜日)

2 場　　所　　佐賀県立佐賀東高等学校（佐賀市南佐賀3丁目11番15号）

3 合格発表　　令和7年12月5日(金曜日)(予定)

※佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否を通知します(県のホームページにも掲載しますが、必ず掲示板又は通知文書で確認をしてください)。

別添資料

(内訳)

令和8年度佐賀県公立学校教員採用選考試験(秋選考)受験申込状況等について

1 申込状況

(単位:人、倍)

| 試験区分 | 令和8年度(秋選考) | | | 令和7年度(秋選考) | | |
|------|------------|-------------|-----------|------------|-------------|-----------|
| | 申込者数 A | 採用予定者数 B | 倍率 A/B | 申込者数 C | 採用予定者数 D | 倍率 C/D |
| 小学校 | 52 | 約 25 | 2.1 | 66 | 約 20 | 3.3 |
| 中学校 | 30 | 約 20 | 1.5 | 17 | 約 12 | 1.4 |
| 高等学校 | 5 | 約 5 | 1.0 | 4 | 約 1 | 4.0 |
| 合計 | 87 | 約 50 | 1.7 | 87 | 約 33 | 2.6 |

2 中学校、高等学校申込者の教科(科目)別内訳

| 試験区分 | 教科 | 科目 | 令和8年度 | | | 令和7年度 申込者数 C |
|------|----|----|-----------|-------------|-----------|--------------------|
| | | | 申込者数 A | 採用予定者数 B | 倍率 A/B | |
| 中学校 | 国語 | | 9 | 約 7 | 1.3 | 5 |
| | 理科 | | 6 | 約 3 | 2.0 | 6 |
| | 英語 | | 11 | 約 7 | 1.6 | 4 |
| | 美術 | | 3 | 約 1 | 3.0 | — |
| | 技術 | | 1 | 約 2 | 0.5 | 1 |
| 高等学校 | 工業 | 機械 | 2 | 約 2 | 1.0 | — |
| | | 電気 | 3 | 約 2 | 1.5 | — |
| | | 土木 | 0 | 約 1 | 0.0 | — |

3 特別選考申込状況（再掲）

| 選考区分 | 令和8年度 申込者数A | 令和7年度 申込者数B |
|---------------|----------------|----------------|
| 社会人特別選考 | 4 | 1 |
| 英語スペシャリスト特別選考 | 3 | — |
| さがUJIターン特別選考 | 5 | 7 |

(1)社会人特別選考 中学校1人、高等学校3人

(2)英語スペシャリスト特別選考 中学校3人

(3)さがUJIターン特別選考 小学校2人、中学校2人、高等学校1人

令和7年11月定例教育委員会
事務局報告事項 学校教育課生徒支援室

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布に伴う対応について（案）

1 背景

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年4月25日公布、令和7年10月1日施行）が改正され、保育所等の虐待対応の強化がされることとなった。これに伴い学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等も改正され、幼稚園及び特別支援学校幼稚部の職員等による虐待についての通告義務等が規定された。

※以下法令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

2 関係幼稚園及び特別支援学校幼稚部

- ・東脊振幼稚園　・晴田幼稚園（R9.3閉鎖）　・江北幼稚園（R8.3閉鎖）
- ・盲学校　・ろう学校　※公立幼稚園職員は県教委に任命権はない

3 虐待の定義（第27条の2）

職員が園児について行う次に掲げる行為

- (1) 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- (4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4 法律改正に伴い求められる教育委員会事務局の対応

- (1) 県教委で対応が必要となる場合

公立幼稚園及び特別支援学校幼稚部で職員による虐待があったと思われる場合

- (2) 対応の主な流れ

- ① 入園児虐待（職員による虐待）を受けたと思われる園児を発見した者は速やかに知事（特別支援学校幼稚部で発生）または市町長（公立幼稚園で発生）に通告（第27条の4）
- ② 知事（特別支援学校幼稚部で発生）または市町長（公立幼稚園で発生）は県教育委員会に通知（第27条の51項）
- ③ 県教育委員会は虐待の防止、園児の保護のため、事実確認の措置（第27条の52項）
- ④ 県教育委員会は虐待防止及び当該措置に係り設置者に対し指導又は助言（第27条の53項）
- ⑤ ③、④の措置を講じたときは、専門的な知識を有する者に報告（第27条の6）
- ⑥ 毎年度、発生した虐待の状況、講じた措置等を公表（第27条の72項）

5 教育委員会事務局での主な実務等

- (1) 対応課室 ※主担当…生徒支援室 ※詳細別紙

公立幼稚園事案…生徒支援室、学校教育課

盲学校、ろう学校事案…特別支援教室

※教育職員免許状取り上げ、教職員の処分に係る部分…教職員課

- (2) 事案発生時に公立幼稚園等虐待委員会の開催

役割：虐待有無の判断、指導等の方針決定、学校教育法等に基づく措置、教職員の処分及び教育職員免許状取り上げ

- (3) 専門的な知識を有する者への報告

専門的な知識を有する者は教育委員、報告の場合は定例教育委員会

※あらかじめ指定する必要がある

※私立幼稚園、保育所等はこども家庭課所管「佐賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童待遇部会」が担当（委嘱済）

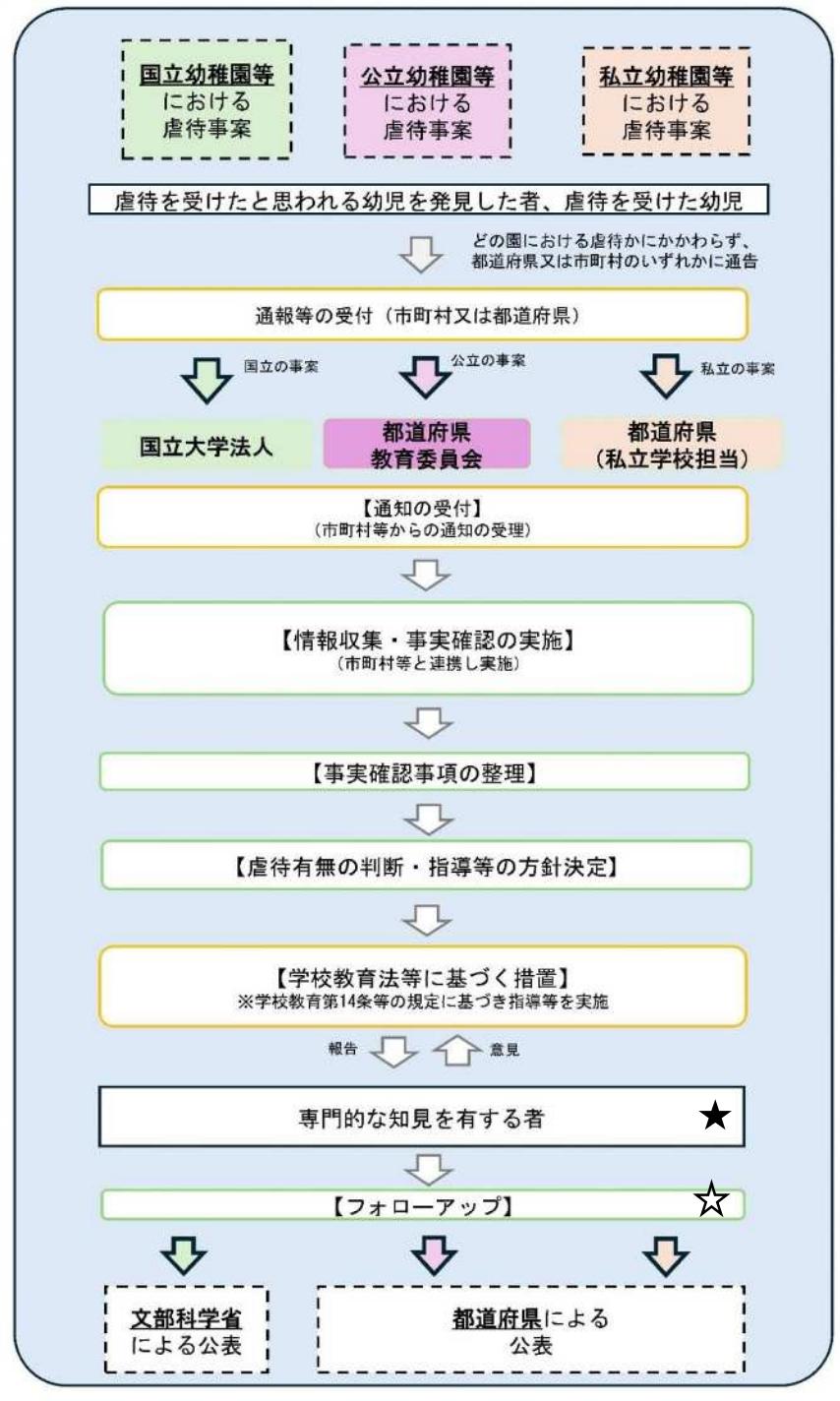
県内公立幼稚園等における虐待対応の流れ（案）

県内公立幼稚園等

- ・東脊振幼稚園
 - ・晴田幼稚園（R9.3閉園）
 - ・江北幼稚園（R8.3閉園）
 - ・盲学校
 - ・ろう学校
- ※公立幼稚園職員は、県教委に任命権はない

初動段階

通報への対応



対応課室

主担当 生徒支援室

- 生徒支援室・学校教育課
公立幼稚園事案
- 特別支援教室
盲学校、ろう学校事案

【公立幼稚園等虐待委員会】

- 生徒支援室・学校教育課
または特別支援教室
- ・委員会の開催
- ・資料準備、聞き取り
- ・専門的な知識を有する者との調整
- ※教職員課
- ・教育職員免許状取り上げ
(公立幼稚園事案)
- ・教職員の処分
(盲学校、ろう学校事案)

終結段階

安全確保措置

フォローワーク

【公立幼稚園等虐待委員会】の構成員

- 1 担当副教育長、教育危機管理・広報総括監
- 2 (公立幼稚園事案)
学校教育課参事、学校教育課指導主幹、生徒支援室室長、生徒支援室指導主幹、[学校教育課担当指導主事]
- 3 (盲学校、ろう学校事案)
特別支援教室室長、特別支援教室係長
- 4 教職員課参事、教職員課人事主幹、教職員課法規担当係長

★専門的な知見を有する者

専門的な知識を有する者…教育委員
報告の場…定例教育委員会

☆フォローアップ

生徒支援室・学校教育課または特別支援教室を中心にして、教職員課と連携して行う

公立幼稚園等虐待委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 公立幼稚園等（公立幼稚園、盲学校、ろう学校）における就学前のこどもに対する不適切な保育の未然防止や事案に応じた適切な対応を図るため、公立幼稚園等虐待委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 公立幼稚園等での虐待有無の判断に関すること
- (2) 公立幼稚園等への指導等の方針に関すること
- (3) 公立幼稚園等への学校教育法等に基づく措置に関すること
- (4) 教職員への処分及び教育職員免許状取り上げに関すること
- (5) 専門的な知見を有する者（定例教育委員会）への報告に関すること
- (6) その他、公立幼稚園等での虐待に関すること

（組織）

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、担当副教育長をもって充てる。
- 3 委員は次に定める者をもって充てる。
 - (1) 担当副教育長、教育危機管理・広報総括監
 - (2) 公立幼稚園事案については、学校教育課参事、学校教育課指導主幹、生徒支援室室長、生徒支援室指導主幹
 - (3) 盲学校、ろう学校事案については、特別支援教育室室長、特別支援教育室係長
 - (4) 教職員課参事、教職員課人事主幹、教職員課法規担当係長
- 4 その他、3以外に必要と認める者をもって委員に充てることができる。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

（会議等）

第5条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室とし、公立幼稚園事案については生徒支援室、盲学校、ろう学校事案については特別支援教育室が実務を行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

令和7年11月定例教育委員会
事務局報告事項 保健体育課

第79回国民スポーツ大会滋賀大会(結果)について

| NO | 競技名 | 種別 | 種目 | 選手 | | 順位 | 競技得点 |
|----|-----------|-------|------------|--------|------------|----|-------|
| | | | | 氏名 | 所属 | | |
| 1 | 陸上 | 少年男子A | 5000m | 今村 仁 | 鳥栖工業高校 | 5位 | 4.0点 |
| | | 少年男子B | 砲丸投 | 藤森 駿介 | 敬徳高校 | 2位 | 7.0点 |
| 2 | 水泳(競泳) | 少年男子A | 200m平泳ぎ | 草場 大地 | 佐賀商業高校 | 8位 | 1.0点 |
| | | 少年女子B | 200m個人メドレー | 草場 みさき | 佐賀商業高校 | 4位 | 5.0点 |
| 3 | 水泳(飛込) | 少年男子 | 高飛込 | 北村 応吏 | 致遠館中学校 | 4位 | 5.0点 |
| | | | 飛板飛込 | | | 2位 | 7.0点 |
| 3 | ホッケー | 少年男子 | | 千崎 瑠星 | 伊万里実業高校 | 4位 | 40.0点 |
| | | | | 永尾 悠斗 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 今西 篤生 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 川原 鉄獎 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 橋本 瑞太郎 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 江頭 虎拍 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 宮山 暖生 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 柴田 真澄 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 仙名 翔輝 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 佐々木 風真 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 原田 琉葵 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 山口 大翔 | 伊万里実業高校 | | |
| | | | | 中山 瑛斗 | 伊万里実業高校 | | |
| 4 | ボクシング | 少年男子 | LFライトフライ | 川野 瑞夏 | 高志館高校 | 3位 | 5.5点 |
| | | | Bバンダム | 中嶋 愛士 | 高志館高校 | 5位 | 2.5点 |
| | | | Lライト | 秋山 一真 | 高志館高校 | 5位 | 2.5点 |
| | | | Wウェルター | 納富 稜生 | 白石高校 | 3位 | 5.5点 |
| 4 | ビーチバレーボール | 少年男子 | | 菰田 颯太 | 佐賀商業高校 | 1位 | 24.0点 |
| | | | | 立石 大和 | 佐賀商業高校 | | |
| 5 | バスケットボール | 少年男子 | 新体操 | 樋口 謙 | 神埼清明高校 | 3位 | 30.0点 |
| | | | | 中尾 迅 | 神埼清明高校 | | |
| | | | | 榎木 勇人 | 神埼清明高校 | | |
| | | | | 神崎 朋弥 | 神埼清明高校 | | |
| | | | | 真島 晟瑠 | 神埼清明高校 | | |
| 5 | バスケットボール | 少年男子 | | 品川 愛翔 | 佐賀北高校 | 3位 | 27.5点 |
| | | | | 西原 聖人 | 佐賀北高校 | | |
| | | | | 中村 優日 | 佐賀北高校 | | |
| | | | | 田崎 敬也 | 佐賀北高校 | | |
| | | | | 川口 悠翔 | 佐賀北高校 | | |
| | | | | 金子 夏惟陸 | 佐賀北高校 | | |
| | | | | 大屋 虎之助 | 佐賀東高校 | | |
| | | | | 田中 虎二郎 | 佐賀東高校 | | |
| | | | | 和田 瞳生 | 佐賀東高校 | | |
| | | | | 江口 翔大 | 佐賀西高校 | | |
| | | | | 福永 健太 | バルーナーズU18 | | |
| | | | | 香月 悠摩 | バルーナーズ U15 | | |

第79回国民スポーツ大会滋賀大会(結果)について

| NO | 競技名 | 種別 | 種目 | 選手 | | 順位 | 競技得点 |
|----|------------|------|----------------|--------|--------|----|-------|
| | | | | 氏名 | 所属 | | |
| 6 | レスリング | 少年男子 | フリースタイル60kg級 | 花原 大翔 | 鳥栖工業高校 | 5位 | 2.5点 |
| | | | フリースタイル92kg級 | 吉田 悠耶 | 鳥栖工業高校 | 1位 | 8.0点 |
| | | | フリースタイル125kg級 | 吉田 修 | 鳥栖工業高校 | 3位 | 5.5点 |
| | | | グレコローマン55kg級 | 成田 丞埜心 | 鳥栖工業高校 | 3位 | 5.5点 |
| | | | グレコローマン71kg級 | 酒井 禅 | 鳥栖工業高校 | 5位 | 2.5点 |
| | | | グレコローマン80kg級 | 高橋 礼恩 | 鳥栖工業高校 | 5位 | 2.5点 |
| 7 | セーリング | 少年男子 | 420級 | 米倉 烈 | 唐津西高校 | 8位 | 3.0点 |
| | | | | 大坪 築 | 唐津西高校 | | |
| | | 少年女子 | 420級 | 宮口 稚美 | 唐津西高校 | 6位 | 9.0点 |
| | | | | 今泉 心響 | 唐津西高校 | | |
| 8 | ウェイトリフティング | 少年男子 | 73kg級スナッチ | 石丸 輝 | 有田工業高校 | 8位 | 1.0点 |
| | | | 96kg級スナッチ | 田中 亮太朗 | 佐賀星生学園 | 5位 | 4.0点 |
| | | | 96kg級クリーン&ジャーク | | | 6位 | 3.0点 |
| 9 | 自転車 | 男子 | 4kmチームパシュート | 山下 隼 | 龍谷高校 | 3位 | 18.0点 |
| 10 | ソフトテニス | 少年女子 | | 石井 胡桃 | 嬉野高校 | 7位 | 10.0点 |
| | | | | 花木 夏々璃 | 佐賀清和高校 | | |
| | | | | 松本 唯郁 | 嬉野高校 | | |
| | | | | 阿辺 未羽 | 嬉野高校 | | |
| | | | | 杉原 澄 | 嬉野高校 | | |
| 11 | 馬術 | 少年 | 団体障害飛越 | 尾形 春瑠 | 佐賀北高校 | 6位 | 3.0点 |
| | | | | 尾形 菜瑠 | 鍋島中学校 | | |
| 12 | 柔道 | 女子 | | 岡元 遥樺 | 佐賀商業高校 | 2位 | 35.0点 |
| | | | | 佐野 明日香 | 佐賀商業高校 | | |
| | | | | 小峰 葵結 | 佐賀商業高校 | | |
| | | 少年男子 | | 田中 龍希 | 佐賀商業高校 | 5位 | 12.5点 |
| | | | | 小畠 永吉 | 佐賀商業高校 | | |
| 13 | 弓道 | 少年女子 | 近的 | 山本 鳩太郎 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 梶山 拓海 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 牧 志龍 | 佐賀工業高校 | | |
| 14 | ライフル射撃 | 少年男子 | AR60J | 野口 雄吏 | 佐賀北高校 | 6位 | 3.0点 |
| | | | AR30J | | | 2位 | 7.0点 |
| | | 少年女子 | BR60WJ | 馬場 真奈佳 | 佐賀学園高校 | 3位 | 6.0点 |
| 15 | 剣道 | 少年男子 | | 嶋田 翔太 | 三養基高校 | 4位 | 25.0点 |
| | | | | 山本 桜介 | 敬徳高校 | | |
| | | | | 藤瀬 真 | 小城高校 | | |
| | | | | 江頭 大聖 | 龍谷高校 | | |
| | | | | 平田 謙心 | 龍谷高校 | | |

第79回国民スポーツ大会滋賀大会(結果)について

| NO | 競技名 | 種別 | 種目 | 選手 | | 順位 | 競技得点 |
|----|------------|------|----------------|--------|--------|----|-------|
| | | | | 氏名 | 所属 | | |
| 16 | ラグビーフットボール | 女子 | | 谷山 雅 | 佐賀工業高校 | 6位 | 15.0点 |
| | | | | 船川 陽菜 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 中野 莉捺 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 田川 結月 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 福田 こはる | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 古川 湊 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 天本 咲弥 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 吉浦 桜咲 | 佐賀工業高校 | | |
| | | | | 山田 韶希 | 佐賀工業高校 | | |
| 17 | スポーツクライミング | 少年男子 | ボルダー | 通谷 結太 | 多久高校 | 8位 | 3.0点 |
| | | | | 河端 航大 | 多久高校 | | |
| 18 | カヌー | 少年男子 | スプリントC-1(200m) | 峯 佳生 | 神埼高校 | 7位 | 2.0点 |
| | | | スプリントK-1(500m) | 花岡 ゆらら | 神埼高校 | 2位 | 7.0点 |
| | | | スプリントK-1(200m) | | | 1位 | 8.0点 |
| | | 少年女子 | スプリントK-2(500m) | 入嶋 遥愛 | 神埼高校 | 1位 | 8.0点 |
| | | | スプリントK-2(200m) | 元石 暖華 | 神埼高校 | | |
| | | | スプリントK-2(200m) | 入嶋 遥愛 | 神埼高校 | 4位 | 5.0点 |
| | | | | 元石 暖華 | 神埼高校 | | |
| 19 | なぎなた | 少年女子 | 演技 | 山本 羽鳳 | 佐賀東高校 | 2位 | 21.0点 |
| | | | | 外村 樹蘭 | 佐賀東高校 | | |

(単位:点)

- ◆ 天皇杯得点順位 13位 (2位)
- ◆ 皇后杯得点順位 16位 (2位)
- ◆ 入賞競技数 28競技 (32競技)

※ ()は前大会(R6)の成績

| 得点区分 | | | R7 滋賀国スポ | R6 佐賀国スポ | 増減 | |
|------|----|----|-------------|-------------|----------|--|
| 競技得点 | 少年 | 男子 | 254.5 | 438.5 | (184.0) | |
| | | 女子 | 102.0 | 344.0 | (242.0) | |
| | | 小計 | 356.5 | 782.5 | (426.0) | |
| | 成年 | 男子 | 325.5 | 639.5 | (314.0) | |
| | | 女子 | 197.5 | 510.0 | (312.5) | |
| | | 小計 | 523.0 | 1149.5 | (626.5) | |
| 合計 | | | 879.5 | 1932.0 | (1052.5) | |
| 参加得点 | | | 400.0 | 400.0 | 0.0 | |
| 総合得点 | | | 1279.5 | 2332.0 | (1052.5) | |

令和7年11月定例教育委員会
事務局報告事項 保健体育課

令和7年度(男子78回・女子39回)佐賀県高等学校駅伝競走大会(結果)について

令和7年10月26日(日) 11時20分スタート コース: 佐賀市立スポーツパーク川副~九州佐賀国際空港周辺コース

| 順位 | 学校名 | | 第1区 10.0km | | 第2区 3.0km | | 第3区 8.1075km | | 第4区 8.0875km | | 第5区 3.0km | | 第6区 5.0km | | 第7区 5.0km | | 総合記録 |
|----|---------|------------|---------------|------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|------------|
| | | | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | |
| 1 | 鳥栖工業高校 | 選手 | 今村 仁(3) | 高橋 功平(3) | 下森 実直(3) | 辻 竜介(2) | 田代 悠翔(1) | 川副 剛煌(3) | 増永 風人(3) | 2' 06' 06" | 2' 06' 06" | 2' 06' 06" | 2' 06' 06" | 2' 06' 06" | 2' 06' 06" | 2' 06' 06" | 2' 06' 06" |
| | | 通算 区間 | 1 30' 06" | 1 38' 27" | 1 1' 03' 07" | 1 1' 26' 59" | 1 1' 35' 40" | 1 1' 50' 56" | | | | | | | | | |
| | | 1 30' 06" | 1 ● 8' 21" | 1 24' 40" | 1 ● 23' 52" | 1 8' 41" | 1 15' 16" | 1 15' 10" | | | | | | | | | |
| 2 | 白石高校 | 選手 | 岡 啓介(3) | 中山 朱茅(2) | 住 祐希(3) | 永益 広大(1) | 岩下 球祐(3) | 井手 澄大(2) | 力久 優生人(3) | 2' 19' 36" | 2' 19' 36" | 2' 19' 36" | 2' 19' 36" | 2' 19' 36" | 2' 19' 36" | 2' 19' 36" | 2' 19' 36" |
| | | 通算 区間 | 4 33' 58" | 4 43' 05" | 4 1' 09' 59" | 2 1' 36' 40" | 2 1' 46' 03" | 2 2' 03' 17" | | | | | | | | | |
| | | 4 33' 58" | 2 9' 07" | 4 26' 54" | 2 26' 41" | 2 9' 23" | 5 17' 14" | 2 16' 19" | | | | | | | | | |
| 3 | 唐津工業高校 | 選手 | 中山 康聖(3) | 中山 将宗(1) | 井本 楓雅(3) | 福尾 澄海(2) | 植松 海琉(1) | 小山 咸極(1) | 北原 皇心(2) | 2' 21' 02" | 2' 21' 02" | 2' 21' 02" | 2' 21' 02" | 2' 21' 02" | 2' 21' 02" | 2' 21' 02" | 2' 21' 02" |
| | | 通算 区間 | 2 33' 09" | 3 42' 56" | 2 1' 09' 38" | 3 1' 36' 55" | 3 1' 47' 10" | 3 2 04' 10" | 3 2' 21' 02" | | | | | | | | |
| | | 2 33' 09" | 6 9' 47" | 3 26' 42" | 4 27' 17" | 5 10' 15" | 4 17' 00" | 5 16' 52" | | | | | | | | | |
| 4 | 早稲田佐賀高校 | 選手 | 橋本 悠生(2) | 池ノ上 陽来(2) | 渡邊 来希(2) | 坂井 樽斗(1) | 具島 嶽(3) | 隅山 慶建(2) | 松田 純之介(3) | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" |
| | | 通算 区間 | 7 34' 37" | 7 44' 34" | 3 1' 09' 54" | 5 1' 38' 50" | 4 1' 49' 05" | 4 2' 05' 50" | 4 2' 23' 03" | | | | | | | | |
| | | 7 34' 37" | 7 9' 57" | 2 25' 20" | 8 28' 56" | 5 10' 15" | 2 16' 45" | 6 17' 13" | | | | | | | | | |
| 5 | 唐津東高校 | 選手 | 河埜 達樹(2) | 檜崎 尚継(3) | 山口 大河(3) | 西岡 暖人(3) | 田口 誠(1) | 村上 太一(2) | 野口 紗ノ介(1) | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" | 2' 23' 03" |
| | | 通算 区間 | 8 34' 41" | 5 43' 48" | 6 1' 11' 22" | 4 1' 38' 27" | 5 1' 49' 05" | 5 2' 06' 26" | 5 2' 23' 03" | | | | | | | | |
| | | 8 34' 41" | 2 9' 07" | 5 27' 34" | 3 27' 05" | 10 10' 38" | 7 17' 21" | 3 16' 37" | | | | | | | | | |
| 6 | 佐賀工業高校 | 選手 | 井口 伸太(2) | 森 泰士朗(3) | 濱地 俊輔(2) | 深谷 弦汰(1) | 高州 志隆(1) | 小野 太聖(1) | 高柳 成星(3) | 2' 23' 08" | 2' 23' 08" | 2' 23' 08" | 2' 23' 08" | 2' 23' 08" | 2' 23' 08" | 2' 23' 08" | 2' 23' 08" |
| | | 通算 区間 | 3 33' 13" | 2 42' 50" | 5 1' 10' 32" | 6 1' 39' 23" | 6 1' 49' 37" | 6 2' 06' 29" | 6 2' 23' 08" | | | | | | | | |
| | | 3 33' 13" | 4 9' 37" | 6 27' 42" | 7 28' 51" | 4 10' 14" | 3 16' 52" | 4 16' 39" | | | | | | | | | |
| 7 | 伊万里実業高校 | 選手 | 池田 優翔(2) | 大久保 元太(1) | 松尾 伶真(2) | 吉本 龍介(2) | 吉村 淋里(3) | 梅崎 愛斗(2) | 椎山 遥空(1) | 2' 27' 38" | 2' 27' 38" | 2' 27' 38" | 2' 27' 38" | 2' 27' 38" | 2' 27' 38" | 2' 27' 38" | 2' 27' 38" |
| | | 通算 区間 | 9 34' 55" | 9 44' 52" | 7 1' 13' 44" | 8 1' 42' 32" | 7 1' 52' 43" | 7 2' 09' 58" | 7 2' 27' 38" | | | | | | | | |
| | | 9 34' 55" | 7 9' 57" | 8 28' 52" | 6 28' 48" | 3 10' 11" | 6 17' 15" | 8 17' 40" | | | | | | | | | |
| 8 | 武雄高校 | 選手 | 江口 純平(2) | 森 元太郎(1) | 樋口 心温(2) | 田中丸 政義(1) | 庄口 翔太(1) | 川内 智史(1) | 黒川 穎矢(1) | 2' 28' 52" | 2' 28' 52" | 2' 28' 52" | 2' 28' 52" | 2' 28' 52" | 2' 28' 52" | 2' 28' 52" | 2' 28' 52" |
| | | 通算 区間 | 10 35' 15" | 10 44' 56" | 8 1' 13' 45" | 7 1' 42' 29" | 8 1' 53' 06" | 8 2' 11' 09" | 8 2' 28' 52" | | | | | | | | |
| | | 10 35' 15" | 5 9' 41" | 7 28' 49" | 5 28' 44" | 9 10' 37" | 9 18' 03" | 9 17' 43" | | | | | | | | | |
| 9 | 鳥栖高校 | 選手 | 柳原 一暁(2) | 古川 佳祐(2) | 古賀 裕吏(2) | 中村 伊吹(2) | 田中 春陽(2) | 橘爪 悠真(1) | 天木 昇汰(2) | 2' 29' 12" | 2' 29' 12" | 2' 29' 12" | 2' 29' 12" | 2' 29' 12" | 2' 29' 12" | 2' 29' 12" | 2' 29' 12" |
| | | 通算 区間 | 5 34' 18" | 6 44' 29" | 9 1' 14' 04" | 9 1' 43' 24" | 9 1' 53' 39" | 9 2' 11' 59" | 9 2' 29' 12" | | | | | | | | |
| | | 5 34' 18" | 11 10' 11" | 9 29' 35" | 9 29' 20" | 5 10' 15" | 10 18' 20" | 6 17' 13" | | | | | | | | | |
| 10 | 男子合同 | 選手 | 葛見 泰輝(1)(龍) | 家永 匠(2)(小) | 野口 周造(1)(西) | 谷上 雄飛(2)(西) | 石丸 幸聖(2)(東) | 古川 邑遼(2)(龍) | 諸隈涼太朗(1)(西) | 2' 37' 22" | 2' 37' 22" | 2' 37' 22" | 2' 37' 22" | 2' 37' 22" | 2' 37' 22" | 2' 37' 22" | 2' 37' 22" |
| | | 通算 区間 | 12 35' 57" | 11 45' 59" | 11 1' 16' 22" | 11 1' 45' 50" | 11 1' 58' 04" | 10 2' 17' 44" | 10 2' 37' 22" | | | | | | | | |
| | | 12 35' 57" | 10 10' 02" | 10 30' 23" | 10 29' 28" | 14 12' 14" | 12 19' 40" | 14 19' 38" | | | | | | | | | |
| 11 | 北陵高校 | 選手 | 福井 優心(2) | 諸方 翔大(1) | 吉村 谐祈(3) | 江口 順真(1) | 中村 優太(3) | 宇高 琉生(2) | 山口 悠真(1) | 2' 40' 58" | 2' 40' 58" | 2' 40' 58" | 2' 40' 58" | 2' 40' 58" | 2' 40' 58" | 2' 40' 58" | 2' 40' 58" |
| | | 通算 区間 | 15 40' 06" | 13 50' 04" | 14 1' 22' 22" | 12 1' 52' 54" | 12 2' 04' 21" | 12 2' 22' 12" | 11 2' 40' 58" | | | | | | | | |
| | | 15 40' 06" | 9 9' 58" | 14 32' 18" | 12 30' 32" | 12 11' 27" | 8 17' 51" | 12 18' 46" | | | | | | | | | |
| 12 | 有田工業高校 | 選手 | 宮田 拓真(2) | 平野 大一(2) | 古川 海亭(2) | 石田 蒼介(1) | 横 竜希(2) | 福田 晃太(3) | 中山 來風(3) | 2' 43' 09" | 2' 43' 09" | 2' 43' 09" | 2' 43' 09" | 2' 43' 09" | 2' 43' 09" | 2' 43' 09" | 2' 43' 09" |
| | | 通算 区間 | 13 39' 27" | 14 50' 16" | 12 1' 22' 01" | 13 1' 53' 54" | 14 2' 05' 34" | 13 2' 25' 03" | 12 2' 43' 09" | | | | | | | | |
| | | 13 39' 27" | 14 10' 49" | 12 31' 45" | 13 31' 53" | 13 11' 40" | 11 19' 29" | 10 18' 06" | | | | | | | | | |
| 13 | 敬徳高校 | 選手 | 林田 皇成(1) | 宮崎 雄(1) | 土谷 健琉(1) | 野崎 亮羽(1) | 力武 俄空(2) | 富田 魁摩(2) | 大川内 詩音(3) | 2' 43' 35" | 2' 43' 35" | 2' 43' 35" | 2' 43' 35" | 2' 43' 35" | 2' 43' 35" | 2' 43' 35" | 2' 43' 35" |
| | | 通算 区間 | 6 34' 36" | 8 44' 51" | 10 1' 15' 40" | 10 1' 45' 08" | 10 1' 55' 30" | 11 2' 18' 57" | 13 24' 38" | | | | | | | | |
| | | 6 34' 36" | 12 10' 15" | 11 30' 49" | 10 29' 28" | 8 10' 22" | 15 23' 27" | 15 24' 38" | | | | | | | | | |
| 14 | 伊万里高校 | 選手 | 川原 光陽(2) | 山浦 壱心(1) | 浦川 大輝(2) | 山口 弘稀(1) | 金子 直樹(2) | 佐志 幸之輔(1) | 戸田 健太郎(1) | 2' 44' 52" | 2' 44' 52" | 2' 44' 52" | 2' 44' 52" | 2' 44' 52" | 2' 44' 52" | 2' 44' 52" | 2' 44' 52" |
| | | 通算 区間 | 14 39' 34" | 15 50' 29" | 13 1' 22' 17" | 14 1' 54' 36" | 13 2' 05' 31" | 14 2' 26' 01" | 14 2' 44' 52" | | | | | | | | |
| | | 14 39' 34" | 15 10' 55" | 13 31' 48" | 14 32' 19" | 11 10' 55" | 14 20' 30" | 13 18' 51" | | | | | | | | | |
| | 三養基高校 | 選手 | 太田 幸之助(| | | | | | | | | | | | | | |

令和7年度(男子78回・女子39回)佐賀県高等学校駅伝競走大会(結果)について

令和7年10月26日(日) 9時30分スタート

佐賀市立スポーツパーク川副～九州佐賀国際空港周辺コース

| 順位 | 学校名 | | 第1区 6.0km | | 第2区 4.0975km | | 第3区 3.0km | | 第4区 3.0km | | 第5区 5.0km | | 総合記録 |
|----|---------|----|--------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|----------|
| | | | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | 順位 | タイム | |
| 1 | 佐賀清和高校 | 選手 | 古賀 結衣花 (3) | 宇野 史菜 (2) | 峯 桜子 (3) | 吉武 美乃里 (3) | 内野 彩愛 (3) | | | | | | 1'12'21" |
| | | 通算 | 1 20'24" | 1 34'33" | 1 44'42" | 1 55'04" | 1 1'12'21" | | | | | | |
| | | 区間 | 1 20'24" | 1 14'09" | 1 10'09" | 1 10'22" | 1 17'17" | | | | | | |
| 2 | 白石高校 | 選手 | 光岡 琴奈 (2) | 大川内 佳穂 (2) | 徳永 結芽 (2) | 中島 和奏 (1) | 岩谷 采音 (2) | | | | | | 1'13'51" |
| | | 通算 | 2 20'25" | 2 34'47" | 2 45'17" | 2 56'16" | 2 1'13'51" | | | | | | |
| | | 区間 | 2 20'25" | 2 14'22" | 2 10'30" | 2 10'59" | 2 17'35" | | | | | | |
| 3 | 伊万里実業高校 | 選手 | 山口 花菜 (3) | 上田 莉緒 (1) | 福井 心遙 (2) | 池田 夢唯 (2) | 沖田 梓実 (3) | | | | | | 1'22'45" |
| | | 通算 | 3 22'26" | 3 37'55" | 3 50'45" | 3 1'02'02" | 3 1'22'45" | | | | | | |
| | | 区間 | 3 22'26" | 3 15'29" | 5 12'50" | 3 11'17" | 4 20'43" | | | | | | |
| 4 | 女子合同 | 選手 | 大久保 菁 (2)(致) | 久保 沙耶 (2)(北) | 佃 優梨 (1)(西) | 横尾 夏輝 (1)(小) | 内田 伊織 (1)(女) | | | | | | 1'26'01" |
| | | 通算 | 5 23'49" | 4 39'28" | 4 51'13" | 4 1'04'35" | 4 1'26'01" | | | | | | |
| | | 区間 | 5 23'49" | 4 15'39" | 3 11'45" | 5 13'22" | 7 21'26" | | | | | | |
| 5 | 唐津東高校 | 選手 | 出島 沙恵 (1) | 太田 瑠春 (1) | 本山 明依 (1) | 眞鍋 桃夏 (2) | 松尾 帆花 (2) | | | | | | 1'27'56" |
| | | 通算 | 4 23'41" | 5 40'23" | 5 53'47" | 5 1'08'32" | 5 1'27'56" | | | | | | |
| | | 区間 | 4 23'41" | 6 16'42" | 6 13'24" | 8 14'45" | 3 19'24" | | | | | | |
| 6 | 武雄高校 | 選手 | 楠田 ひめ乃 (2) | 富永 優香 (2) | 西之川 朋花 (2) | 山崎 瑛子 (2) | 田中 心陽 (1) | | | | | | 1'32'15" |
| | | 通算 | 6 25'17" | 6 41'52" | 6 56'02" | 6 1'08'34" | 6 1'32'15" | | | | | | |
| | | 区間 | 6 25'17" | 5 16'35" | 7 14'10" | 4 12'32" | 8 23'41" | | | | | | |
| 7 | 伊万里高校 | 選手 | 池田 倍菜 (1) | 原 朝陽 (1) | 大庭 心遙 (1) | 岩永 奈那子 (2) | 中園 友結 (1) | | | | | | 1'32'53" |
| | | 通算 | 8 26'58" | 8 44'48" | 7 57'35" | 7 1'11'37" | 7 1'32'53" | | | | | | |
| | | 区間 | 8 26'58" | 7 17'50" | 4 12'47" | 7 14'02" | 6 21'16" | | | | | | |
| 8 | 唐津南高校 | 選手 | 植松 愛結 (3) | 美間坂 彩花 (3) | 宮崎 ひな (3) | 鬼木 凉楓 (2) | 平川 椿 (3) | | | | | | 1'33'31" |
| | | 通算 | 7 25'27" | 7 44'19" | 8 59'22" | 8 1'12'46" | 8 1'33'31" | | | | | | |
| | | 区間 | 7 25'27" | 8 18'52" | 8 15'03" | 6 13'24" | 5 20'45" | | | | | | |

合同チーム：佐賀西・佐賀北・致遠館・小城・佐賀女子

- 躍進賞 唐津東高校 2位向上(7位→5位)
- 敢闘賞 伊万里実業高校 2分23秒短縮